

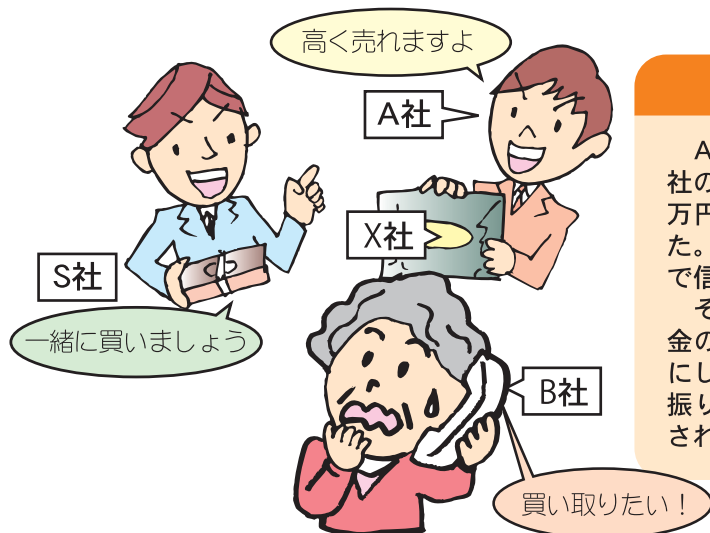
くらしステップアップ

目次

- 怪しい!? もうけ話にはご注意ください 1～2ページ
- 相談コーナー（格安ツアーで高額な買い物/冠婚葬祭互助会に入会しただけ） 3ページ
- 物価コーナー（平成23年度調査） 4ページ
- 平成24年度消費生活センターの主な事業概要 5ページ
- 消費生活出張講座をご利用ください 6ページ

怪しい!? もうけ話にはご注意ください

「社債を買わないか、高値で売れる」と勧誘し、架空の買取り希望業者を登場させるなどして巧妙に消費者をだます「劇場型」の手口が後を絶ちません。



事例

A社から電話があり、太陽光など自然エネルギーを扱うX社の社債購入を勧められ「S社もほしがっている。35口700万円ずつ共同で買わないか。必ず高く転売できる」と言われた。実際にB社を名乗り「買い取りたい」と電話があったので信じてしまった。

その後A社から「S社が70口分購入したが、法人名では代金の受付ができないので、代わりに買ってほしい。2～7倍にして返す」と言われたので、X社に社債70口1400万円分を振り込んだ。数日後、A社とB社に電話したが通じず、だまされたことに気づいた。

注意1

他社が発行する社債等の売買を行うには、金融商品取引業の登録が必要ですが、トラブルになる事業者のほとんどが無登録業者です。

注意2

事例のように、お金を振り込んだ後に業者と連絡が取れなくなることが多く、お金を取り戻すのは極めて困難です。安易なもうけ話には、絶対に耳を貸さない、手を出さないという強い気持ちが大切です。

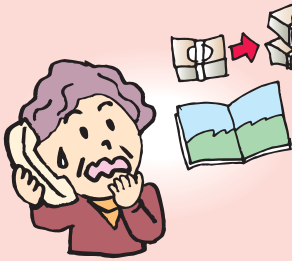
平成23年11月から法律が改正され、**無登録業者が未公開株等の売買を行ったときは、その契約は原則無効**とすることになりました。

「残りわずか」などと急かされても慌てて契約せず、消費生活センターにご相談ください。

他にもあらゆる手口が・・・ (2ページへ)

相談事例からわかる様々な手口…

手口① ～パンフレットが届いていませんか？～



数日前から「A社から社債の資料が届いていないか」、「購入すれば高値で買い取る」、「投資家から購入者を探してほしいと頼まれている」など、数名の知らない業者から次々に電話があった。

不思議に思っていると、A社から立派なパンフレットが届いた。有名企業の名前も載っており信用して、高く売れるならと思いA社に連絡すると、「購入枠に限りがあり、今日中にお金を振り込んでほしい」という。大丈夫だろうか。

- 多くの人から良いと言われると心が動いてしまう心理をついた手口です。
- 複数の人物や立派なパンフレットを利用して、話を信じ込ませることが目的です。

手口② ～協力して！代金は返します～



投資会社を名乗る担当者から電話があり、「ある資源採掘権の購入に協力してほしい。以前は企業も買えたが、今は個人でないと買えなくなった。購入代金は後で、必ず返金します。お願いします」と頼まれた。

高配当もあるというので1千万円分を購入することになり振り込んだ。しかし、さらに追加で2千万円を代わりに出してと言う。まだ返金も受けていない、心配だ。

- 「返してもらえるのだから」という意識と、「単なるお金もうけではなく、人助けになる」という意識で警戒心を緩める手口です。

手口③ ～被害を補てんしてあげる～



昨年、海外への事業投資で数百万円の詐欺被害にあった。諦めようと思っていたところへ、「被害金が返ってきますよ」と電話がかかってきた。すぐる思いで話を聞くと、条件として、新たにH会社の未公開株を購入する必要があるという。その後、H会社の株の資料が送付されてきたが、50口、500万円分を購入しなくてはいけない。もしかしてただまされるのではないか、怪しい。

- 被害者のわらにもすがりたい気持ちを逆手に取った極めて悪質な手口です。
- 過去にだまされた経験のある方は、業者間で情報が漏れている可能性があり、二次被害への注意が必要です。

悪質業者は巧妙に心の隙間を狙っています。
不審な勧誘を受けた場合は、
消費生活センターや警察へご相談ください



消費生活センター

相談コーナー



事例1 格安ツアーで高額な買い物!?

スーパーマーケット主催の格安バスツアーに当選、参加した。ツアーの途中にブランド品を扱う店舗に案内され、「特別安くなっている」と2時間ほど勧められ、高価なバッグを購入してしまった。旅行で気分が高揚していたとはいえ、安いツアーと思って参加したのに、高い買い物をしてしまい後悔している。解約したい。(50歳代 主婦)



処理結果

ツアーの広告に、行先として観光名所やショッピング店等が明記されており、旅程表には、同店に2時間半滞在することも書かれていました。この場合は、クーリング・オフの対象ではないことを説明しました。ただし今回は、販売店独自のきまりとして、「8日以内は解約できる」と契約書に記載があり、すぐに同店へ申し出るよう助言し、無事に解決しました。

アドバイス

販売目的であることを隠して展示会や販売会場に連れて行かれた場合は、クーリング・オフ制度が適用されます。しかし、今回のように「販売会場に行く」「買い物に2時間を予定」など明記がある場合、クーリング・オフ制度の対象ではありません。今回は販売店の方針で無条件解約できましたが、解約できないケースもあります。買い物をする時はいつでも、本当に必要か、価格は妥当かなどを冷静に判断しましょう。

事例2 冠婚葬祭互助会に入会したけれど…

10数年前、格安で葬祭ができると勧誘を受け互助会に入会。掛け金を満期まで支払い、そのままにしていた。結局、葬祭を利用しないので解約を申し出たところ、解約手数料を差し引いて返金すると言われた。業者は、契約書に解約料について書いていると言うが、覚えが無く、納得がいかない。(60歳代 女性)

処理結果

冠婚葬祭互助会契約は、冠婚葬祭に係るサービスを受ける権利を得る契約であり、預金と異なり、利息が付かないこと、解約手数料が発生することなどを説明し、契約書面を確認するよう助言しました。

アドバイス

冠婚葬祭互助会は、会員が毎月一定の掛け金を積み立て、将来結婚や葬祭などを利用する際に、積み立てた金額の一部を費用に充当することができるものです。また、解約するときは支払済額から解約手数料が差し引かれて返金されます。預金と同じものと思って入会し、後で話が違っているとトラブルになる例がみられます。勧誘時には解約の条件等について理解できるまで説明を受け、約款をよく読んだうえで、周囲に相談するなど慎重に判断しましょう。

価格調査結果まとめ

消費生活センターでは、市民に密接な生活関連商品の小売価格の動きを把握するために、地域消費者ガイドによる12品目の価格調査を実施しました。

価格調査の結果は市のホームページでもご覧いただけます。

価格調査結果（1月分）

調査品目	規格	調査結果 (平成24年1月分)	前回調査結果 (平成23年9月分)	変動率(%) (前回との比較)
スイートコーン缶詰	輸入品(430g程度)	128円	118円	8.5%
豆腐	木綿1丁 400g	92円	94円	▲2.1%
オレンジジュース	紙容器入1L 果汁100%	185円	181円	2.2%
サラダ油	ポリ容器入 1,000g	358円	397円	▲9.8%
バター	紙製容器入 200g	367円	361円	1.7%
マーガリン	ポリ容器入 320g	241円	237円	1.7%
マヨネーズ	ポリ容器入 500g	277円	271円	2.2%
小麦粉	薄力粉 1Kg	240円	233円	3.0%
食パン	普通品 6つ切り 1斤	156円	163円	▲4.3%
即席めん	ラーメン1袋	93円	90円	3.3%
トイレトペーパー	12ロール入り	369円	405円	▲8.9%
ティッシュペーパー	5箱組	293円	273円	7.3%

調査結果より

今回の調査結果では、価格変動が前回調査よりもプラスに転じた商品が半数以上ありました。

特に、バターについては、調査を担当した地域消費者ガイドから、「品薄になっているとの張り紙があった」、「商品が陳列棚に1つもなかった」との報告がありました。これは、昨年の猛暑や東日本大震災の影響で、原料の生乳が不足したことによるものと考えられます。

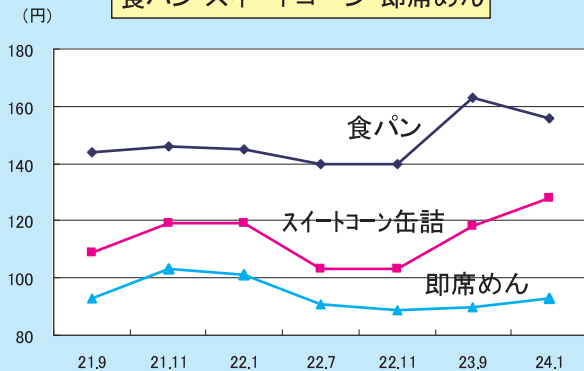
また、小麦価格の国際市況の上昇等の影響によって、小麦粉や即席めんの価格も上がっているようです。

今後も、食品の価格変動は続くことが予想されますので、価格の動向を注視して、賢い消費生活を心がけましょう。

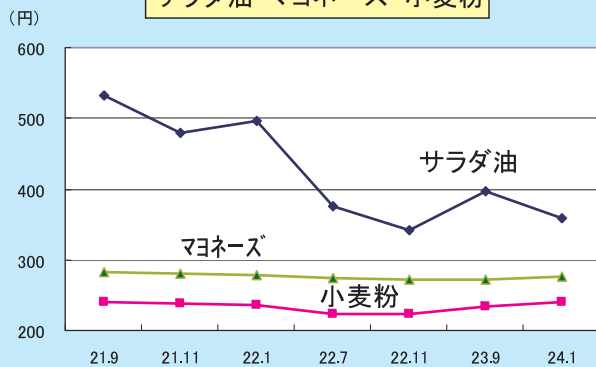
※価格調査結果から、変動の大きい品目をグラフにしています。

※サラダ油は22年7月調査分から規格を変更(1500g→1000g)

食パン・スイートコーン・即席めん



サラダ油・マヨネーズ・小麦粉



平成24年度 消費生活センターの主な事業概要

鹿児島市では消費者が主体的かつ合理的に行動できるよう、「鹿児島市消費生活条例」を平成12年10月1日から施行し、消費者の自主的な学習の支援のほか、消費者教育を受けられる機会及び消費生活情報の提供を行うことを規定しています。

新規

「気をつけもんそ」消費者トラブル防止事業

消費者の自立と消費者トラブルの未然防止を図るため、企業等での出張講座の実施や、社会人に多い消費者トラブルの事例等を掲載した啓発資料を作成するなど、社会人向けの啓発を充実します。

消費生活相談員などがお伺いして講座を行います。(無料)
社内研修等にご活用ください。
TEL 258-3611

継続

消費生活相談

■相談専用電話 252-1919

悪質商法や契約トラブル、多重債務など消費生活に関する苦情・相談に専門の相談員が応じます。

消費生活出張講座

消費生活相談員や地域消費者リーダーがみなさんのところに出向いて、契約の基礎知識や最近多い悪質商法など日常に役立つ情報についてお話しします。事前に電話(258-3611)でお申し込みください。



親子一日教室の様子
(枕崎かつお節を体感しよう!)

消費生活パネル展

地域の福祉施設などで、消費生活に関する啓発パネルを展示します。地域の行事等での開催希望がありましたら、電話(258-3611)でご相談ください。

消費生活教室

衣・食・住・環境など、毎回異なる題材をテーマに、消費生活に関する基礎的な知識を身につけていただく講座です。

親子一日教室

親子で参加し、実験や工作などを通して消費生活に関する知識を深める楽しい講座です。夏休み期間中に開催します。

消費生活エキスポかごしま

多様化する消費者ニーズに合わせた体験型の消費生活イベントを開催します。各種講座や講演会などを行います。

地域消費者ガイド、地域消費者リーダー

地域に根ざした消費者啓発を促進するために、消費生活に関する情報収集提供・啓発活動を行う「地域消費者ガイド」や地域において出張講座等を行う「地域消費者リーダー」を養成します。

スクール・キャンパス消費生活啓発(拡充)

若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、従来の小・中学生向けの学習資料の作成等に加え、新たにWEB教材を作成し活用するなど、消費者啓発の更なる充実を図ります。

「だまされもん」振り込め詐欺・悪質商法啓発事業

振り込め詐欺や悪質商法等の被害を未然に防止するため、生活情報誌への広告掲載や公共交通機関での啓発アナウンスなど、積極的な広報・啓発活動を行います。

A(悪質商法) B(撲滅) C(シティ) 消費者情報ネットかごしま事業

関係機関との連絡会議を通じて、消費者への見守り機能を強化するとともに、メールマガジンにより、消費生活に関する情報を携帯電話やパソコンに配信します。

広報紙「かごしま市民のひろば」などで随時公募します。
お気軽にお申し込みください。

●消費生活出張講座をご利用ください●

消費生活相談員などがみなさんのところに出かけて、契約の基礎知識や最近多い悪質商法・多重債務トラブルなどの日常生活に役立つ情報についてお話しします（無料）。

お達者クラブや町内会、地域の集会や社内研修など、学習活動の一環として、ぜひご利用ください。



(お達者クラブでの講座の様子)

- 講座を実施できるのは、平日10時～16時までです。
- 講座の時間は30分から90分程度です（ご希望に応じて調整できます）。
- 鹿児島市内での実施が対象です。
- 実施できない日時もありますので、お申込みは早めをお願いいたします。
- まずはお気軽にお電話ください。

市消費生活センター 099-258-3611

新作できました！！ 鹿児島市消費生活センターでは、消費者被害の未然防止のため、啓発資料を作成しています。

■啓発冊子「悪質商法にはだまされもはん!! 拡大版」

主に高齢者を対象とした、最近増えているトラブルや悪質商法の事例とアドバイス、困ったときの相談先などを紹介しています。

- ☆B5版 24ページ
- ☆付録 クーリング・オフ専用ハガキ



■悪質商法対策シール「悪質商法撃退しもんそ!!!」

悪質な訪問販売や電話勧誘業者から、不要な契約をしないために、屋外・屋内に貼るシールを作成しました。

- ☆B4二つ折 4ページ（シール挟み込み）



(シール)

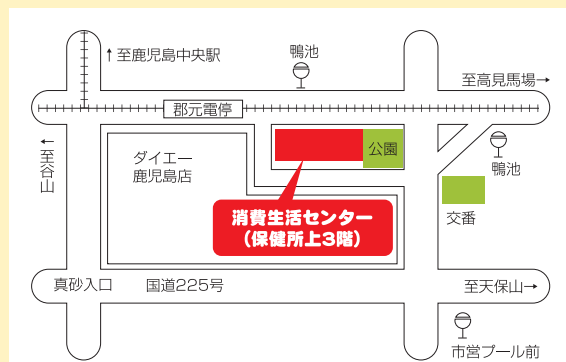
市消費生活センターや本庁等の関係窓口に設置していますので、ご活用ください（無料）
（出張講座での配布も可能です）

鹿児島市消費生活センター

相談電話 **099-252-1919**
(月～金曜日 9時～17時15分)

〒890-0063
鹿児島市鴨池二丁目25-1-31
TEL 099-258-3611
FAX 099-258-3712

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>



リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可